

地域防犯防火連携組織 よくある質問と回答 (FAQ)

● 地域防犯防火連携組織ってどのような組織なのですか？

地域防犯防火連携組織（以下、「連携組織」という。）は、「地域のことは地域で協力して守る」という考え方に基づき、小学校区を単位として、小中学校、小中学校 PTA、学校応援団、町会・自治会、商店会、保護司、民生・児童委員、青少年委員、青少年育成地区委員会などの各地域団体が集まり、防犯・防火についての情報交換や、相互の連絡調整を行うための組織です。上記に挙げた地域団体すべてが加入しないと連携組織を立ち上げができないというわけではなく、例えば、小学校、PTA、町会・自治会などの3、4団体からでも連携組織として立ち上げることができます。



● 連携組織では何をするのですか？

連絡会を開催し、各団体の防犯・防火活動の実施状況の報告や地域ごとの防犯・防火にかかる課題などについて情報交換や意見交換を行います。また、合同パトロールなどもすることにより、各団体間における日頃のつながりを緊密にし、犯罪や火災の危機に強い地域づくりを目指します。



● 連絡会は年に何回開催すればよいのですか？

特に、回数は決まっておりません。ただし、各団体の活動情報や地域の防犯防火情報を共有していただくために年に2回程度の開催が望ましいです。



● 合同パトロールはしなければならないのですか？

連絡会の中で合同パトロールについて意見交換し、必要に応じて、任意に開催してください。



【旭町小学校地域防犯防火連携組織の合同パトロールの様子】



- 連携組織関係書類の書式をデータでほしいのですが。

連携組織名および必要な書類を記載の上、KIKIKANRI@city.nerima.tokyo.jp までメールを送信してください。

連携組織関係書類を WORD、または EXCEL 形式で送付いたします。



- 連携組織の連絡会に警察署の方、危機管理課の職員にも参加してほしいのですが。

練馬警察署 (3994-0110) の生活安全課まで
光が丘警察署 (5998-0110) の生活安全課まで
石神井警察署 (3904-0110) の生活安全課まで
練馬区危機管理課 5984-1027 までご連絡ください。

所轄の警察署に連絡してください。



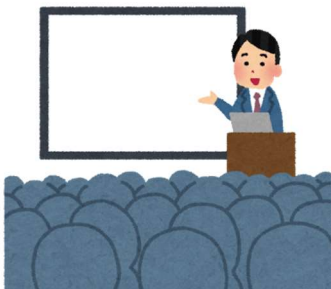
- 補助金はどのような使途で使うことができますか？

防犯・防火活動に必要な用品や、連絡会でのお茶代などに支出が可能です。書類のやりとりの郵送代や開催通知の郵送代も支出が可能です。アルコール類や居酒屋での飲食代の支出は、会議であっても補助金の支出として認められません。



【補助金の活用例】

①講師謝礼
(児童向けの防犯講話等)



②会議運営費
(印刷・通信費、茶菓子代等)



③防犯用品
(例) さすまた



④パトロール用品

(例) ビブス



(例) 誘導棒



(例) 腕章



⑤児童へ配布する防犯啓発用品

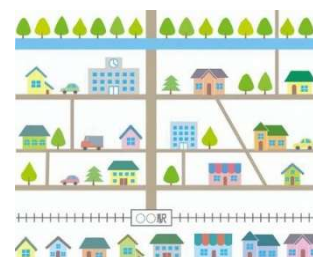
(例) 反射ストラップ



(例) イベント景品グッズ



(例) 安全マップ製作費



- 補助金を年度内に使い切れなかったのですが。

危機管理課窓口まで使い切れなかった現金の返金をお願いします。



- 補助金以上の支出が出てしまったのですが。

補助金以上の金額については連携組織で負担をお願いします。



● パトロール用品が欲しいのですが。

連携組織に対する用品の支給はしていませんが、助成金で用品を購入することはできます。また、パトロール団体にも登録していただきますと、登録人数（上限 30 名）に応じポイントが付与され、そのポイント内で防犯用品の支給を受けることができます。



【パトロール団体の概要】

登録の要件は、(1)5人以上でかつその過半数が区内在住、在勤、在学していること、(2)月1回以上または年12回の頻度でパトロール活動を行うこと、(3)営利を目的としないことです。

用品の支給については登録人数1名に対し10ポイントが付与され、上限は300ポイントとなります。詳しくは区ホームページ下記、URLをご参照いただくか、危機管理課までお問い合わせください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/bosai/bohan/torokuseido.html>

【用品例】



夜行ジャンパー (10ポイント)



夜行ベスト (10ポイント)



誘導電灯 (10ポイント)



夜行たすき (5ポイント)



腕章 (3ポイント)



防犯ブザー (4ポイント)



ホイッスル (1ポイント)

※実際の写真とはデザインが異なる場合があります。

● 青色回転灯の安全・安心パトロールカーを借りたいのですが。

連携組織に登録していただきますと、月1回パトロールカーの貸出を申し込むことができます。パトロールカーは運転手付で乗車定員は運転手を含め5名までです。最低でも団体から1名同乗してください。貸出は1回1台。最大2時間までです。申し込みは2か月前から10日前まで可能です。詳しくは、区ホームページ下記 URL をご参照いただくか、危機管理課にお問い合わせください。

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/bosai/bohan/patrolcar/rental.html>



● 練馬区内の安全・安心に関する情報を知りたいのですが。

ねりま情報メールに登録していただくと、不審者情報などの安全・安心に関する情報をメールで配信いたします。なお、ねりま情報メールでは安全・安心情報のほかに、防災気象情報や緊急情報、区政情報なども受信することが可能です。

詳しくは区ホームページ下記 URL をご参照ください。

http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/koho/mail/nerima_mail.html

【ご登録方法】

パソコン・携帯電話・スマートフォンなどから次のメールアドレス nerima@entry.mail-dpt.jp に空メール（件名、本文なし）を送信します。空メール送信後、登録用の自動返信メールが送信されますので、画面の指示に従い30分以内に登録してください。「本登録完了のお知らせ」という通知メールが返信されたら登録完了です。

注意 携帯電話などで迷惑メール防止対策の設定をされている方は、ご登録される前に、

nerima-jouhou@city.nerima.tokyo.jp からのメール受信が可能なように設定を行ってください。情報利用料は無料ですが、通信料は掛かります。

